通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人社団　萌気会
主たる事務所の所在地	〒949-7302　新潟県南魚沼市浦佐330-5
代表者（職名・氏名）	理事長　黒岩巌志
設立年月日	1993年4月1日
電話番号	025－781－6155

2．事業所の概要

ご利用事業所の名称	萌気園浦佐診療所・萌気園通所リハビリセンター浦佐	
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	
事業所の所在地	〒949－7302　新潟県南魚沼市浦佐5363－1	
電話番号	025－777－5550	
指定年月日・事業所番号	2013年6月1日指定	1512410414
実施単位・利用定員	1単位	定員37人
通常の事業の実施地域	南魚沼市、魚沼市	

3．事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とします。
運営の方針	通所リハビリの従事者は、要支援者・要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示の下機能訓練及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

4．提供するサービスの内容

通所リハビリ（又は介護予防通所リハビリ）は、事業者が設置する事業所（萌気園通所リハビリ

センター浦佐）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日　ただし、元旦(1月1日)を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後4時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤（うち兼務）	非常勤（うち兼務）	職務内容
管理者	1名（1名）		職員及び施設の管理等
医師	2名（2名）		利用者のADL等健康管理、診療。
看護職員	1名		医師の指導のもと、利用者への医学的処置、看護技術の提供等看護を行う
介護職員	4名以上	1名以上	心身の状況に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するように、適切な介護を行う
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名以上	1名以上	利用者の心身の状況等をふまえて、医師の指示の下必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う
管理栄養士	1名		栄養管理業務
調理員	1名以上		調理

7. サービス提供の担当者

管理責任者	医師：黒岩　巌志

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の利用料は、以下の①（**1割、2割または3割の金額**。支給限度額を超えてサービス利用した場合10割負担）と②の合計額です。①は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改定された場合は、これら基本利用料・各種加算金額は変更されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

① 法定料金

[基本報酬] 要介護の利用者

通常規模通所リハビリテーション費					
所要時間	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
【午後利用】 2時間以上3時間未満	3，830円	4，390円	4，980円	5，550円	6，120円
【午前利用】 3時間以上4時間未満	4，860円	5，650円	6，430円	7，430円	8，420円
【1 日利用】 6時間以上7時間未満	7，150円	8，500円	9，810円	11，370円	12，900円

[基本報酬] 要支援の利用者

介護予防通所リハビリテーション費（1 月につき）		利用回数 要支援1は週1回、 要支援2は週2回 が目安
要支援1	22，680円 （利用 1 年を超え、リハ会議を行わない場合1，200円減算）	
要支援2	42，280円 （利用 1 年を超え、リハ会議を行わない場合2，400円減算）	

[加 算] 要介護または介護予防の利用者全員が対象

加算の種類	加算額	要件（要約）
科学的介護推進体制加算	介護 予防とも 40O円／月	利用者のADL、口腔、栄養、認知症等情報を LIFE に提出し活用
リハビリテーション提供体制加算	介護 1日：24O円／日 午前：12O円／日	理学療法士、作業療法士を利用者 25 人に対し 1 人以上配置
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	介護 593O円／月 6 月超 273O円／月	状態や生活環境等を踏まえたリハビリの計画、実施、評価、見直し
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護 22O円／回 予防支1 88O円／月 予防支 2 1,76O円／月	介護福祉士の割合 70%以上かつ、介護福祉士の 25%以上が勤続 10 年以上
送迎を行わない場合の減算	介護－47O円／回	自家用車、公共交通利用の場合等
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	介護報酬合計の 11.1%額／月	職場環境改善、研修実施、賃金体系整備、経験技能ある職員を一定割合以上配置 等要件満たす

[加　算]　利用者の状態により必要と認められ、提供体制が整った場合適用

加算名	改定後	要件（要約）
栄養改善加算	介護　2,000円／回 予防　2,000円／月	管理栄養士配置、栄養ケア計画・栄養改善サービス実施・評価
口腔・栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）　200円／回 （Ⅱ）　50円／回	6ヶ月毎、口腔の健康および栄養状態を確認、ケアマネに提供
口腔機能向上加算Ⅱ（ロ）	介護　1,600円／回 予防　1,600円／月	言語聴覚士配置、口腔機能向上計画・サービス実施・LIFE 提出
短期集中個別リハビリテーション実施加算	介護　1,100円／日	退院後または認定日から 3 ヶ月以内、個別リハビリを集中実施
生活行為向上リハビリ実施加算	介護12,500円／月 予防　5,620円／月	作業療法士が生活行為充実のリハビリ実施・居宅訪問・評価
若年性認知症利用者受入加算	介護　600円／日 予防　2,400円／月	65 歳未満の認知症利用者に個別担当が特性にあったサービス
栄養アセスメント加算	介護　500円／月 予防　500円／月	管理栄養士配置、多職種で栄養アセスメント、相談・LIFE 提出
認知症短期集中リハビリ実施加算	介護　2,400円／日 19,200円／月	利用 3 ヶ月以内、認知症利用者に生活機能リハビリ集中実施
一体的サービス提供加算	予防　4,800円／月	栄養改善または口腔機能向上サービスを月2回以上提供
リハビリテーションマネジメント加算（ハ）	介護　7,930円／月 6 月超　4,730円／月	加算（ロ）に加え、栄養および口腔の課題の把握、計画の見直し
退院時共同指導加算	介護　600／回 予防　600／回	利用前退院カンファに参加し、共同で指導した場合

② その他の費用

昼食代	昼食を提供した場合は、1 食につき700円をご負担いただきます。
その他	希望する利用者を対象とした外出、食事行事等の自費利用サービス実費

2 支払い方法　利用料金は、次の方法により 1 ヶ月ごとまとめて請求を基本としますが、行事の性質によっては、その都度現金で集金する場合もあります。

□ 口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は翌営業日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。尚、引き落とし手数料として、1回につき郵便局の場合10円、その他の金融機関の場合55円をいただきます。
□ 現金支払い	サービスを利用された月の翌月20日までに、現金でお支払いください。

9. キャンセルについて

① サービス利用をお休み（キャンセル）する場合、次の連絡先にお知らせください。

（電話番号） 025－777－5550

② お休みする場合は、理由の如何を問わず、次のキャンセル料をいただきます。

キャンセル時期	利用時間	要介護	要支援
利用当日の連絡 （月曜は8時30分まで）	1日	1，000円	月額料金のため 対象外
	半日	500円	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、各居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などへ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

① 当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

連　絡　先	萌気園リハビリセンター浦佐	所　長
電 話 番 号	025－777－5550	

② 当事業所に対する苦情は、次の機関に申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
南魚沼市介護保険課	025－773－6675
魚沼市福祉課	025－792－9755
新潟県国民健康保険団体連合会	025－285－3022

12. 非常災害対策

当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定し、年2回の避難誘導・消火訓練を行っております。

13.虐待防止に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の次号に定める措置を講ずるものとする。

⑴事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵事業所における虐待防止のための指針を整備する。

⑶事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

⑷前3号に上げる

2　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

14.身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たって利用者もしくは他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為　（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

⑴ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回開催するとともに、その結果について介護従業者その他の従業者への周知徹底

⑵ 身体拘束等の適正化のための指針の整備

⑶ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的（年2回以上＋新規採用時）な実施

15. サービスの利用にあたっての留意事項

〇サービスの提供に先立って、健康診断を受けてください。

〇複数の方が同時にサービスを利用するので、安全面を考慮し、指示に従っていただく場合があります。

〇サービス利用中に気分が悪くなった時は、直ちに職員にお申し出ください。

〇現金などの貴重品はお持ちにならないでください。紛失しても責任を負いかねます。

〇他の利用者との間違いを防ぐため、持ち物には名前をお書きください。

記入のない場合はこちらで記入させていただく場合があります。

〇利用者同士、又は職員への金品の授受はお控えください。

16. 第三者評価

第三者による評価の実施状況	なし	実施日	－
		評価実施機関名称	－
		結果の開示	－